

答申個第98号
令和2年10月22日

京都市教育委員会 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会長 北村和生
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について(答申)

令和2年2月10日付け教指生第102-1号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

児童の面談記録等の個人情報一部開示決定事案(諮問個第243号)

1 審査会の結論

処分庁が非開示とした部分のうち、別表1に掲げる部分、別表2に掲げる公文書のうち後述する職員等発言者氏名及び別表3に掲げる公文書のうち後述する面談の所要時間を表す部分については開示すべきであり、その余の部分について非開示としたことは妥当である。

2 審査請求の経過

(1) 審査請求人は、令和元年1月5日に、処分庁に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第2項の規定により、次の公文書の開示を請求した（以下「本件請求」という。）。

なお、本件請求は、未成年者である本人に代わり、父親が法定代理人として行ったものである。

- ・ 京都市〇〇担当事務（京都市教育委員会生徒指導課）◇◇係長に、次男●●を潰すために入団しようとしている児童が入団しようとしていることを相談したが、どのように対応したのかがわかる記録等
- ・ △△小学校におけるいじめ対策委員会の記録（議事要旨等）
- ・ 加害児童との面談（××／××）に至った経緯とその後の対応
- ・ 京都市教育委員会にいじめの事実は認めなかつたと報告（××／××）した経緯
- ・ 加害児童とその保護者への聞き取り調査の記録

(2) 処分庁は、本件請求に対して、次のアからセまでの公文書（以下「本件公文書」という。）及び(4)の公文書を特定した。

- ア □年□組 ●●の件 まとめ
- イ 電話記録A（××年××月××日）
- ウ 手紙A（××年××月××日）
- エ ××／××（土）▲▲で●●への聞き取り内容
- オ 電話記録B（××年××月××日）
- カ 手紙B（××年××月××日）
- キ 面談記録A（××年××月××日）
- ク 面談記録B（××年××月××日）
- ケ 面談記録C（××年××月××日）
- コ 面談記録D（××年××月××日）
- サ 【×× 3人の話し合い内容】
- シ 【×× ●●父母との話し合い】
- ス 面談記録E（××年××月××日）
- セ 面談記録F（××年××月××日）

処分庁は、本件公文書について個人情報一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和元年12月11日付けで、その旨及びその理由を、次のとおり審査請求人に通知した。

条例第16条第2号に該当

開示請求者以外の個人の発言内容等については、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。

(3) 審査請求人は、父親が代理人となり、令和2年1月6日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

(4) なお、処分庁は、本件請求に係る公文書として、本件公文書のほかに以下の公文書（以下「全部開示公文書」という。）を特定したうえ、個人情報開示決定処分を行っているが、当該処分に対して審査請求はなされていない。

（全部開示公文書）

- ア ●●から聞き取ったこと
- イ ●●からの聞き取り（2回目）
- ウ 【×× ●●記録】●●への聞き取り

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審査会での職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書について

- ア □年□組 ●●の件まとめ
××年××月××日から××月××日までの出来事を時系列に記載した文書である。
- イ 電話記録A（××年××月××日）
生徒指導課にかかってきた電話内容を記載した文書である。
- ウ 手紙A（××年××月××日）
●●が参加している京都市○○の練習の際に、指導者が受け取った手紙である。
- エ ××／××（土）▲▲で●●への聞き取り内容
京都市○○の練習後に、指導者が●●から聞き取った内容等をまとめた文書である。
- オ 電話記録B（××年××月××日）
生徒指導課にかかってきた電話内容を記載した文書である。

- カ 手紙B（××年××月××日）
京都市〇〇宛てに、郵送されてきた手紙である。
- キ 面談記録A（××年××月××日）
京都市〇〇の指導者、生徒指導課の指導主事及び職員が面談した記録である。
- ク 面談記録B（××年××月××日）
生徒指導課の指導主事、職員及び△△小学校長が面談した記録である。
- ケ 面談記録C（××年××月××日）
京都市〇〇の指導者、生徒指導課の指導主事、△△小学校長が面談した記録である。
- コ 面談記録D（××年××月××日）
生徒指導課の指導主事、職員及び△△小学校長が面談した記録である。
- サ 【×× 3人の話し合い内容】
●●、本件事案の関係児童2名の3人の話し合い内容を記録した文書である。
- シ 【×× ●●父母との話し合い】
△△小学校教員との話合い内容を記載した文書である。
- ス 面談記録E（××年××月××日）
生徒指導課の指導主事、職員及び△△小学校長が面談した記録である。
- セ 面談記録F（××年××月××日）
生徒指導課の指導主事、職員及び△△小学校長が面談した記録である。

(2) 条例第16条第2号に該当することについて

ア 本件公文書記載の情報の性質

本件公文書には、開示請求者以外の個人に関する情報（聞き取り内容等）が記録されており、当該個人を識別できる情報も記録されている。とりわけ、電話記録や面談内容等については、当該個人の認識や心情を率直に表現したものであることから、個人の内心に関わるものとして通常他人に知られたくないと認められる情報である。これらの情報は、開示することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあることから、条例第16条第2号に該当する。

イ 非開示情報の範囲及び非開示方法

審査請求書には、「実際に文章が存在していたのかさえ確認できないような状態（文に沿っての黒塗りではなく、全ページ一括黒塗り）となっており、実際に文章（記録）が存在したのか不明瞭」、「少なくとも実際に記録があることが証明されるよう、一行ずつ精査し、部分的に非開示箇所を黒塗りにした文書が開示されることを請求する。」とあり、審査請求人は、本件処分に係る公文書の非開示箇所について、一部でも開示すべきとする。

条例第17条は、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分を開示すべきとしている。しかし、非開示情報は、独立した一体的な情報を単位としてそのひとまとめの開示の可否を検討するのであって、独立した一体的な情報を更に細分化して部分開示する必要はない（最高裁平成13年3月27日判決）。

また、条例第17条と同様の規定である行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第15条においても、「部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては、本法の目的に沿った合目的的な裁量に委ねられている。すなわち、不開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗り潰すかなどの方法の選択は、不開示情報を開示した結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することとなる。」（総務省の法に基づく処分に係る審査基準）と解されており、非開示範囲の特定及び非開示方法については処分庁の合目的的な裁量によるとしている。そこで、次のウにおいて、本件公文書の非開示部分は、独立した一体的な情報であり、かつ、非開示方法においても処分庁の裁量の範囲内であることを述べる。

ウ 本件公文書における非開示情報の範囲及び非開示方法

(ア) 本件公文書の非開示部分は、電話記録や面談内容等、個人の内心に関わる、他人に知られたくない機微な情報を主な内容としている。よって、他の関連情報との照合・結合による個人識別可能性も考慮し、開示に当たっては慎重な判断を要する。

また、当該記述の形式としては、開示請求者以外の個人と教育委員会職員や学校教員（以下「職員等」という。）とのやり取りが逐語的に記録されている。仮に職員等の発言が非開示情報にあたらないとしても、職員等の質問内容等から職員等のやり取りの相手方を特定したり、相手方の発言内容を推測させたりすることが考えられる。このように、相手方の権利利益が害されるおそれがないとは認められないことから、非開示情報に当たる。

以上のことから、職員等の発言とその相手方の発言の全体が、独立した一体的な情報であるので、当該部分の一部でも開示することは相当ではない。

(イ) 独立した一体的な情報を非開示とするとして、当該情報全体を黒塗り（面での非開示）とするか、文章が存在することは判別できるように文に沿って黒塗り（線での非開示）とするかという判断は、上記のとおり処分庁の合理的な裁量に委ねられているところ、非開示情報を開示する結果とならない確実かつ容易な方法として、非開示部分全体を四角で囲み黒く塗りつぶした。

なお、本件公文書には、複数の文章を一括して黒塗りしているものから、ページ全体を四角く黒塗りしているものもある。審査請求人が特に不服とする、ページ全体を一括黒塗りした本件公文書とその部分は、次のとおりである。

- ア □年□組 ●●の件まとめについて p14, 16, 17, 23,
- イ 電話記録A (××年××月××日) について p. 2
- エ ××／×× (土) ▲▲で●●への聞き取り内容について p. 2
- キ 面談記録A (××年××月××日) p. 2-7
- ク 面談記録B (××年××月××日) p. 2, 3
- ケ 面談記録C (××××年××月××日) p. 2-5

- コ 面談記録D（××年××月××日） p. 2-6
- シ 【×× ●●父母との話し合い】 p. 4-27
- ス 面談記録E（××年××月××日） p. 3-6
- セ 面談記録F（××年××月××日） p. 2-10, 12, 14

(3) 以上のとおり、本件一部開示決定処分は条例に基づいた適正なものであり、違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書、反論書及び審査請求人代理人による口頭意見陳述によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件請求に至る経緯

審査請求人は当時在籍していた△△小学校で受けたいじめで不登校となり、その後、△△小学校と教育委員会の不適切、不誠実な対応、さらに△△小学校自体が審査請求人に行った加害行為について、△△小学校と教育委員会はいじめ防止対策推進法及びいじめの重大事態のガイドラインを遵守することなく、審査請求人とその保護者にその進捗状況等について何ら説明せず、さらに△△小学校は、いわば自己保身、隠蔽とも思える矛盾した言動を繰り返したため、審査請求人は、それらの経緯の詳細を明らかにすべく、令和元年11月5日に、教育委員会（処分庁）に対して、条例第14条第2項の規定により、公文書の開示を請求した。

(2) 本件公文書記載の情報の性質

教育委員会の弁明書に記載のとおり、本件公文書は当該個人を識別できる情報も記録されていることから条例第16条第2号に該当する。

(3) 非開示情報の範囲及び非開示方法

教育委員会は、法第15条、最高裁平成13年3月27日判決、法に基づく処分にかかる審査基準（総務省訓令等1号）を理由に、非開示範囲の特定及び非開示方法については処分庁の合目的的な裁量によるとしている。しかし、法第15条第2項（裁量的開示）は、不開示情報を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、前条第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）に含まれないものとみなして、前項の規定を適用するとしたものであり、前項（法第15号第1項）および条例第17条では、「不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」とされており、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがない部分については原則開示とされるべきもので

ある。また、「独立した一体的な情報をさらに細分化して部分開示する必要はない」とした最高裁判決は、大阪府知事の交際事務に関する情報の公開請求に係る判決であり、「交際の相手方が識別され得るものが記録された公文書の場合、その情報は、通常、交際の相手方の氏名等交際の相手方を識別することができることとなる情報部分（相手方識別部分）とその余の部分（年月日、金額、支出原因等）とから成るところ、相手方の氏名等の相手方識別部分のみを他の情報と切り離してみれば、それ自体は情報として意味のあるものではなくなり、それのみで本件条例8条4号、5号、9条1号に該当することは到底いえず、その余の部分を合わせて初めて知事の交際事務に関する情報として、上記各号に該当することになるのである。当該公文書中の金額部分についても同様に考えられる。」との意見が補足されており、「独立した一体的な情報」とは、相手方識別部分のみを他の情報と切り離した場合、それ自体が情報として意味のあるものか否かによって判断されるべきものである。

(4) 本件公文書における非開示情報の範囲及び非開示方法

ア 審査請求の趣旨は不開示とされた個人情報の開示を求めたものではなく、教育委員会と△△小学校の隠蔽に対する疑義について、実際に委員会等が開催され、その記録が存在することが証明されるよう、非開示部分を1ページ全体の一括黒塗りではなく、少なくとも文書（記録）が存在したことが示されるよう、例えば不開示部分の文章あるいは段落を一つ一つ精査して、個人情報に関連しない接続詞や文末等を除いて被覆・黒塗りにする等の非開示加工の改善を求めたものである。

イ 開示された文書は、実際に文章が存在していたのかさえ確認できないような状態（文に沿っての黒塗りではなく、全ページ一括黒塗り）となっており、実際に文章（記録）が存在したのか不明瞭であり、加えて他の開示文書も多数の誤植や個人氏名の漢字とひらがな（無変換）表記の混在もあるため、文章を精査して作成し、さらに非開示加工をしたのか疑わしいことを裏付けるものである。このような杜撰かつ稚拙な文章は△△小学校及び京都市教育委員会が本件に対して全く対応してこなかった（記録、記載がなかった）ことを推測させるものであり、記載が存在したのかさえ証明できないように非開示加工された公文書は京都市教育委員会及び△△小学校の不適切な対応、京都市職員が京都市民であった審査請求人の人権を擁護しなかっただけでなくその人権を侵害した（××／××の面談）経緯を隠蔽しようとする意図が感じられる。

ウ 教育委員会が指摘する職員等の発言と相手方の発言の記録を精査して、接続詞や「です。」、「ます。」等の文末が開示されても、職員や相手方を特定し、発言内容を推測することは困難であるし、一方、接続詞や文末のみでも開示されれば本審査請求の求める記録が存在することの証明になることから、相手方識別部分を他の情報と切り離してもそれ自体は情報として意味のあるものである。したがって、教育委員会のいう「職員等の発言と相手方の発言の全体が独立した一体的な情報であるので、当該部分の一部でも開示することは相当でない」には該当しない。

エ 教育委員会は、不開示情報の非開示方法については、処分庁の合理的な裁量に委ねられており、確実かつ容易な方法として不開示部分のあるページ全体を一括黒塗りしたとしている。しかし、条例17条および法第15条第1項により「非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」とあり、本件公文書は文書記録であるので、審査基準（総務省訓令第1号）による「当該保有個人情報が文書に記録されている場合、文書の複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易である」に該当し、録音テープ、ビデオテープ、磁気ディスクに記録された不開示情報のように技術的に分離が困難な場合とは異なる。加えて、審査請求人が行なった本件処分に対する審査請求は、不開示とされた個人情報の開示を求めたものではなく、一括黒塗りで非開示加工された部分を、例えば個人情報に関連しない接続詞や文末等を除いて被覆・黒塗りにする等の改善を求めたものであり、非開示情報に該当するか否かという区分けは容易であり、「非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるとき」に該当する。

オ 法第15条第2項による裁量的開示では、不開示情報を除く方法の選択は、審査基準（総務省訓令第1号）による「不開示情報を開示した結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さを考慮して判断することとなる」が、一方、このような不開示情報を除く方法については同じく審査基準（総務省訓令第1号）により「法の目的に沿った合目的な裁量に委ねられている」とされる。しかるに、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができる文書記録である本件公文書を、本件請求に至る経緯とその目的を考慮せず、真摯に精査することもなく、安易に本件記録の存在さえも証明できないような一括黒塗りした非開示加工は、教育委員会の恣意的な「合理的な裁量」によって、一文一文をきちんと精査することなく、非開示情報を除く作業を、1ページ全体を黒塗りとする「安易な方法」で行ったことに他ならず、「法の目的に沿った合目的な裁量」によるものではない。

(5) 条例第16条第2号ただし書の該当性

審査請求人は##と診断され、その診断書には、学校関係者、加害児童、その母親と会うことは病状を増悪させるというただし書が記載されている。どういったことがあったのかということを明らかにし、審査請求人に説明しなければ、病状回復が遅れるばかりである。したがって、人の生命、身体、健康等を保護するために開示が必要であり、条例第16条第2号ただし書に該当すると考えている。

(6) いじめ防止対策推進法及びいじめの重大事態の調査に関するガイドラインの遵守

いじめ防止対策推進法第28条は、いじめの重大事態への対処について「当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする」としている。また、いじめの重大事態の調査に

に関するガイドライン（文部科学省）においても、被害児童生徒・保護者に対する調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行うことが法律上の義務であることや、いたずらに個人情報保護を盾に情報提供及び説明を怠ることがあってはならないことなどが記載されている。教育委員会は、これらを遵守しなければならない。

- (7) 以上のとおり、本件処分に対する審査請求は適正なものであり、教育委員会から一部開示された文書は教育委員会の安易かつ恣意的な裁量に基づいた不適正、不当なものである。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

処分庁及び審査請求人の主張を踏まえ、当審査会が見分したところ、本件公文書は、審査請求人に対するいじめ事案（以下「本件いじめ事案」という。）に関して、処分庁が作成又は取得した以下の文書である。

ア □年□組 ●●の件まとめ

××年××月××日から同年××月××日までの間における、審査請求人、審査請求人の父母、関係児童、関係児童の父母、職員等の関係者による会議、電話、家庭訪問等の内容が、時系列に記載された文書である。

イ 電話記録A（××年××月××日）

教育委員会事務局指導部生徒指導課（以下「生徒指導課」という。）に対する関係者からの電話の内容が記載された文書である。

ウ 手紙A（××年××月××日）

審査請求人が参加している京都市〇〇の練習の際に指導者が受け取った、関係者から指導者に宛てられた手紙である。

エ ××／××（土）▲▲で●●への聞き取り内容

京都市〇〇の練習に際して指導者が●●から聞き取った内容や、その後の指導者と関係者との電話の内容等がまとめられた文書である。

オ 電話記録B（××年××月××日）

関係者から生徒指導課への電話の内容が記載された文書である。

カ 手紙B（××年××月××日）

関係者から京都市〇〇の指導者に宛てられた手紙である。

キ 面談記録A（××年××月××日）

京都市〇〇の指導者、生徒指導課の指導主事及び職員が、関係者と面談した際の記録である。

ク 面談記録B（××年××月××日）

生徒指導課の指導主事、職員及び△△小学校長が、関係者と面談した際の記録である。

ケ 面談記録C（××年××月××日）

京都市〇〇の指導者、生徒指導課の指導主事、△△小学校長が、関係者と面談した際の記録である。

コ 面談記録D（××年××月××日）

生徒指導課の指導主事、職員及び△△小学校長が、関係者と面談した際の記録である。

サ 【×× 3人の話し合い内容】

△△小学校教員、●●、関係児童による話し合いの内容が記録された文書である。

シ 【×× ●●父母との話し合い】

△△小学校教員と関係者の話し合いの内容が記載された文書である。

ス 面談記録E（××年××月××日）

生徒指導課の指導主事、職員及び△△小学校長が、関係者と面談した際の記録である。

セ 面談記録F（××年××月××日）

生徒指導課の指導主事、職員及び△△小学校長が、関係者と面談した際の記録である。

(2) 条例第16条第2号該当性について

ア 処分庁による本件処分の理由

処分庁は、開示請求者以外の個人の発言内容等については、開示することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため、条例第16条第2号に該当するとして、本件処分を行った。

イ 条例第16条第2号の趣旨

条例第16条第2号は、個人のプライバシーの保護に最大限の配慮をし、個人に関する情報が開示されてプライバシーが侵害されることのないよう、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報のうち、通常他人に知られたくないと認められるものについて、非開示とすることを定めたものである。

ウ 非開示部分の内容

本件公文書は、本件いじめ事案に関して処分庁が作成又は取得した文書であり、このうち、非開示とした部分は、概ね以下のように分類することができる。

- (ア) 面談等における審査請求人以外の個人の氏名及び個人の発言内容等（ただし、例えば、法律に関する一般的な説明等といった客観的な事実、審査請求人が同席し既に知っていることが明らかである情報等を除く。以下「本件非開示部分1」という。）
(イ) 面談の所要時間が分かる記載（主に終了時刻。以下「本件非開示部分2」という。）

エ 本件非開示部分1について

- (ア) 本件非開示部分1は、審査請求人以外の個人の氏名及び個人の発言内容等である。

これらの情報は、本件いじめ事案について、限られた範囲の関係者とのやりとりの内容であることからすれば、その内容 자체をもって、又は複数の情報を組み合わせること

によって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものと言える。このような情報が開示されることとなると、当該関係者に対して、例えば、誹謗中傷がされる、不正確な事実が伝播するなどといったことが起こり得る。

また、本件がいじめに関する調査に対する関係者の発言等であることからすれば、非常にセンシティブな内容となることは必定であり、受け答えをする関係者の側としては、自らの話す内容が他の関係者に伝わらないことを前提としていることは必然である。いじめに係る具体的な証言や見解等を関係者各々の立場から述べるものである以上、他者との間で認識のずれ等が生じる可能性が高いものと考えられるところ、このような内容が開示されると、関係者間における関係の悪化等といった具体的なトラブルが誘発される等のおそれが認められる。

このようなことからすれば、本件いじめ事案に係る審査請求人以外の個人の氏名及び個人の発言内容等は、当該関係者にとって、明らかに、通常他人に知られたくない情報であると言え、処分庁が条例第16条第2号に基づき、本件非開示部分1を非開示にした判断については、基本的に妥当である。また、当審査会が見分したところ、これら非開示部分については、これを開示しなければ人の生命、身体、健康等に被害が発生するといった同号ただし書の適用を受けるべき内容も見受けられなかった。

なお、審査請求人の主な不服は非開示（黒塗り）の方法であり、条例第16条第2号を理由に本件公文書の一部が非開示となること自体については、特に争いのないところである。

(イ) ただし、当審査会が本件非開示部分1の記載内容を具体的に確認したところ、その中には、単に客観的な事実を述べているに過ぎず、本件いじめ事案の内容について直接言及しているとまでは言えないような記載（以下「客観的事実部分」という。）が見受けられた。

客観的事実部分については、聞き取りの場所や職員等の行動などといったものであり、非開示とすべき関係者の氏名や聞き取り等の内容を類推させるなどといった懸念は認め難く、これを明らかにしたとしても、上記（ア）のようなトラブルが生じるとは考えにくい。

このような客観的事実部分については、関係者にとって、条例第16条第2号本文に規定する「通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当するとは認められないため、別表1のとおり開示すべきである。

(ウ) また、本件公文書のうち、本件非開示部分1の中には、関係者との対話を記録するために、誰が発言しているか分かるよう各発言の冒頭に氏名等が記載された箇所が相当数見受けられる。この中には、当然、聞き取りを行っている教育委員会又は学校の職員等の役職や氏名（以下「職員等発言者氏名」という。）も含まれているところ、これらの者の身分は、いずれも公務員に当たる。

一般的に、公務員の役職や氏名については、公務員の職務の遂行に係る情報であれば、

条例第16条第2号に該当せず、個人に関する情報としては非開示情報に当たらないとされている。当審査会が本件について見分したところ、職員等発言者氏名についてはこれを明らかにしたとしても、例えば、本件いじめ事案に関して関係者から聞き取った内容等が類推されるなどといったおそれもなく、単に公務員による職務の遂行における情報が開示されるに過ぎないものであり、条例第16条第2号に該当するものとは認められない。

したがって、職員等発言者氏名については、別表2のとおり開示すべきである。

(エ) ところで、本件非開示部分1については、その性質上、非開示にする範囲が広く、処分庁は、複数行を一括して黒塗りする非開示方法（以下「一括黒塗り」という。）を採用している。これに対して、審査請求人は「実際に文章が存在していたのかさえ確認できない状態（中略）となっており、実際に文章（記録）が存在したのか不明瞭」であること、「個人情報に関連しない接続詞や文末等を除いて被覆・黒塗りにする等の改善を求めたものであり、非開示情報に該当するか否かという区分けは容易であること、「一文一文をきちんと精査することなく、非開示情報を除く作業を、1ページ全体を黒塗りとする「安易な方法」で行ったことに他なら」ないことなどを主張している。

しかし、非開示にすべき箇所については、一般的に、文章の場合であれば文、段落等を、図表の場合であれば個々の部分、欄等を単位として、相互の関係性を踏まえながら個々に検討していく、それぞれが条例第16条各号のいずれかに該当するか否かを判断することで、必要かつ十分である。

このことからすれば、個人情報開示請求において、個人情報として独立した意味を有するものではない接続詞や文末等のみを開示することまで必要とされているとは言えない。

また、処分庁が非開示情報をどのように除外するかという点については、非開示情報の記録部分を行間も含めて全体を完全に黒く塗るか、行間を残して塗りつぶすかなどの方法の選択は、当該方法を講じることの容易さ等を考慮して判断することとなるところ、本件処分における処分庁の一括黒塗りの方法が特段不合理であったとは言えない。

なお、当審査会は、本件公文書全体を見分し、処分庁が非開示とした部分（本件非開示部分1及び本件非開示部分2）の黒塗り箇所に、確かに文章が存在していることを確認したこと、また、別表2の部分が開示されれば「1ページ全体を黒塗り」が相当減少することを念のため申し添える。

オ 本件非開示部分2について

本件非開示部分2は、面談の所要時間が分かる記載で、主に、面談の終了時間が非開示とされている。

当審査会が諮問庁に確認したところ、場合によっては、長時間に及ぶ面談もあり、面談の中身はもちろんとして、面談に要した時間についても、個人によっては知られたくない情報に当たるのではないかと慎重に判断した結果、非開示にしたものとのことであった（比

較的短時間の場合は開示されている。)。

しかし、いじめの事案に関する非常にセンシティブな内容を含む面談である以上、面談が長時間に及ぶ場合があることは必ずしも珍しいものとは認められず、これが明らかになったとしても関係者にとって、特段の不利益があるとは考え難い。また、短時間か長時間かの区別も曖昧であり、これにより取扱いを異にする合理的理由は見出し難く、非開示とされている部分の分量を見れば、その多寡によって短時間であるか長時間であるかは、審査請求人がある程度推測することが可能であるとも言える。

このことからすれば、面談等が長時間に及ぶこと自体をもって、本件非開示部分2が、条例第16条第2号本文に定める「通常他人に知られたくないと認められるもの」とまで言うことは困難であり、面談の所要時間が分かる部分は別表3のとおり開示すべきである。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表1

公文書の件名	開示すべきと判断した箇所
□年□組●●の件まとめ	9ページの16行目の4文字目から31文字目まで
	9ページの24行目の4文字目から13文字目まで
	13ページの27行目の3文字目から21文字目まで
	15ページの30行目の1文字目から4文字目まで及び7文字目から19文字目まで
	29ページの11行目の1文字目から20文字目まで
面談記録A（××年××月××日）	7ページの3行目の1文字目から7文字目まで

別表2

公文書の件名	開示すべきと判断した箇所があるページ
□年□組●●の件まとめ	4ページから7ページまで、9ページ、10ページ、12ページから21ページまで、23ページ、24ページ、27ページ、28ページ及び30ページ
電話記録A（××年××月××日）	1ページ及び2ページ
××／××（土）▲▲で●●への聞き取り内容	2ページ
面談記録A（××年××月××日）	3ページから7ページまで
面談記録B（××年××月××日）	2ページ及び3ページ
面談記録C（××年××月××日）	2ページから6ページまで
面談記録D（××年××月××日）	2ページから6ページまで
【×× ●●父母との話し合い】	4ページから24ページまで及び26ページ
面談記録E（××年××月××日）	2ページから6ページまで
面談記録F（××年××月××日）	2ページ及び5ページから15ページまで

別表3

公文書の件名	開示すべきと判断した箇所があるページ及び行
□年□組●●の件まとめ	25ページ 12行目及び13行目 29ページ 9行目 33ページ 9行目
面談記録B（××年××月××日）	1ページ2行目
面談記録C（××年××月××日）	1ページ2行目
面談記録D（××年××月××日）	1ページ2行目及び4行目
面談記録E（××年××月××日）	1ページ2行目
面談記録F（××年××月××日）	1ページ1行目

(参考)

1 審議の経過

- 令和2年 2月10日 諒問
- 3月11日 諒問庁からの弁明書の提出
- 4月16日 審査請求人からの反論書の提出
- 8月12日 諒問庁の職員の口頭理由説明（令和2年度第3回会議）
- 9月11日 審査請求人代理人の口頭意見陳述（令和2年度第4回会議）
- 10月22日 審議（令和2年度第5回会議）

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 北村 和生）